

平和がまいりますように Shalom

以前、清里の清泉寮のロビーで宿泊客がこんな会話をしていたのが聞くともなく耳に入った。「ここはイギリスの国教会系の教派でさ、王様が離婚したくてできた教派なんだよ。」

この、「聖公会は国王が離婚したくて作った教派」という説明は一般に広く流布しており、実際の、ヘンリー八世の離婚問題をきっかけとして聖公会がローマ教会より分離独立したことは歴史的事実である。



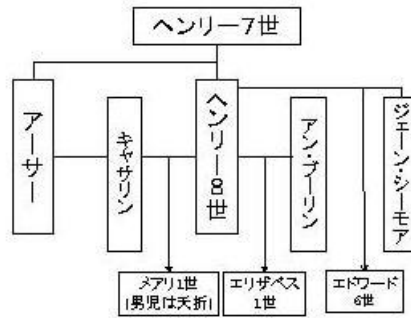
ヘンリー8世

しかし「離婚をしたくて教派を作った」という認識は皮相的であり、正しい理解のためには、この問題を少し広い視野から背景を含めて理解する必要がある。今回、「馬込め便り」

に寄稿を求められたので、聖公会成立に関するこのあたりの事情を少し詳しく知って頂く機会としたいと思う。

◆ヘンリー八世即位まで

チューダー朝家系図



チューダー朝は、一四八五年のヘンリー七世即位に始まり、一六〇三年のエリザベス一世の死去により終わるイギリスの王朝であり、聖公会(Church of England、イングリッシュ教会、英国教会などとも呼ばれる)の成立はこの時代の出来事である。聖公会の成立の直接のきっかけとなった離婚問題は、チューダー朝二代目の王ヘンリー八世に関わるものである。後にヘンリー八世と呼ばれること

■ 聖公会の始まり ■

司祭 ダビデ 市原 信太郎

『国王の離婚でできた教派？ ①』

ヘンリーは国王に即位することを期待されていなかった。兄アーサーは、アラゴン王フェルナンド二世とカステイリヤ女王イザベル一世(両国とも現在のスペインの一部)の末娘キャサリン・オブ・アラゴン(英語読み)と、幼少時(それぞれが二歳と0歳)に政略的に婚約させられていたが、アーサーが十五歳であった一五〇一年十一月にイングランドにて結婚した。しかしながら、生来病弱なアーサーは翌年四月に重い感冒のため死去した。

このために、当時十歳であったヘンリーが王太子となった。この際に、アーサー妃キャサリンの処遇が問題となったが、イングランドとスペインの関係維持のために、一五〇三年

になるヘンリー・チューダーは、一四九一年、イングランド国王ヘンリー七世の第三子、次男として誕生した。王位継承順位は五歳年上の兄アーサーのほうが上位であり、本来ヘンリーは国王に即位することを期待されていなかった。

◆離婚の動機

四歳年上となるキャサリンは流産や死産を繰り返し、なかなか子に恵まれなかった。キャサリンはようやく一五一六年に女兒メアリー(のちのメアリー一世)を出産するが、この子が無事に成長した唯一の子となった。

この中で、ヘンリーは自分の王位を男子に継承させることを強く望む



キャサリン・オブ・アラゴン

ヘンリーとキャサリンとの婚約が取り交わされた。しかし、本来この結婚は宗教的に禁止されているものと考えられたため、ローマ教皇よりの特別の赦免を得てこれが行われた。ヘンリーが結婚できる年齢となるまで実際の結婚は延期されたが、その後彼はこの結婚に抵抗していたと言われている。一五〇九年、父ヘンリー七世の逝去によりヘンリー八世として即位し、その二カ月後にキャサリン・オブ・アラゴンとの結婚式を挙げた。

※この原稿は、市原司祭が立教池袋中高の『PTA会報』2015年3月号(第136号)に寄稿されたものを、ご自身で改稿いただいたものです。

ようになった。王位を争う内乱となつた「ばら戦争」に勝利して成立したチューダー朝であったが、歴史は未だ浅く、正統性についての疑義も提起される状況であり、王位継承権を主張する他の貴族の存在は潜在的な脅威であった。また、イングランドは女王の統治下で安穩であるのは困難と彼は考えていた。そのため、すでに年を重ねてこれ以上の妊娠が難しくなつたキャサリンと離婚し、男児をもうけるために別の女性を王妃にしたいと考えるようになった。これは彼の個人的な希望にとどまらず、王家を安定的に継続することが国の安定のために重要であるということであつた。

一方、キャサリンとの関係が冷えたヘンリーは多くの愛人を持ち、子ももうけていたと言われる。その一人が、キャサリンの侍女であつたメアリー・ブーリンであつた。このメアリー・ブーリンの妹アン・ブーリンも同じくキャサリンの侍女であつたが、ヘンリーは彼女にも愛人となるよう求めた。しかしアンはこれを拒絶し、正式な結婚を要求した。これをきっかけとして、ヘンリーはキャサリンと離婚し、アンを新しい王妃とすることを考えて、一五二七年教皇に結婚解消を願ひ出た。



アン・ブーリン

◆結婚無効宣言と

イングランド教会の独立

もともと、キャサリンとの結婚は宗教的に瑕疵があると考えられており、そのために教皇より特別な赦免を得たことは前述の通りである。今回はこの逆で、「もともとこの結婚は無効であつた」という形でこの結婚許可の取り消しを求めたのである。しかしながら、当時の神聖ローマ皇帝カール五世はキャサリンの甥に当たり、教皇クレメンス七世は政治的に彼に頭が上がない状態であつたので、この離婚を認めることはできなかった。教皇は、イングランドにおいてこの問題を審議する教皇特使法廷を開催することには同意したが、この法廷も審議未了のまま閉廷され、この方面から離婚問題を解決するこ

とは困難であることが明らかとなつた。そこでヘンリーは、イングランド議會の立法によって問題を解決する方向へと舵を切つた。教皇との交渉に失敗したトマス・ウルジーは失脚し、代わつてトマス・クロムウェルが台頭する中、反ローマ的法が矢継ぎ早に成立していく。一五三三年、上訴禁止法により遺言・結婚・離婚訴訟等が国王司法管轄権内で処理されることが命じられ、教皇座・外国法廷からの召喚、またそれらへの上訴を禁止して、国王離婚問題を国内で処理することが可能となつた。しかもこの法は、国王による聖俗を問わない一元的支配を明示し、加えてイングランドが主権国家としての「帝国」であること

を宣言して、教皇からの独立が主張されていく。そして翌年の国王至上法(首長令)によって、イングランド教会(国教会)はローマ教会より離脱して独立の教会となつた。これらと並行して、国王が自らの離婚問題を意に適うように処理する



<巻頭言より>



先ほどの詩は次のように結ばれます。
「だけどかれらの目がどろんとしていることほど悲しいことはない
窓があいていても人気のない家のように
目が二つひらいていても光がない
わたしは悲しくなつて戸口に立ち、寒さにふるえてノックする
わたしはその中にはいつてみたい
(中略)

ハレルヤ、ハレルヤ、ちびっ子の老人どもよ
みんなあける、わたしだ、きみたちの主人だ、よみがえつた永遠者だ
きみたちの幼心をよみがえらせよう、いそげ今だ
きみたちにもう一度美しい顔とつぶらな瞳をあげよう
わたしはちびっ子どもがすきなんだ、みんなそうなつてほしいのだ。」

※「神に聴くすべを知っているなら」日本基督教団出版局(1972)より

ため抜擢したカンタベリー大主教トマス・克蘭マーは、一五三三年、ヘンリーとキャサリンの結婚無効を宣言し、続いてすでに事実上の結婚状態にあつたヘンリーとアン・ブーリンの結婚を有効とした。
(以下、次号へ続く)